

資料編

- 1 計画策定の経緯
- 2 佐伯市環境審議会条例
- 3 佐伯市環境審議会名簿
- 4 佐伯市環境基本計画懇話会設置要綱
- 5 佐伯市環境基本計画懇話会名簿
- 6 佐伯市環境基本計画策定委員会設置要綱
- 7 アンケートの実施概要
- 8 主要な環境データ
- 9 佐伯市の貴重な動植物について
- 10 用語の解説

1 計画策定の経緯

平成18年10月5日

第1回佐伯市環境基本計画策定委員会を開催

- ・佐伯市環境基本計画策定方針（計画策定の目的、策定機関、策定スケジュール等について定めたもの）について承認

平成18年10月15日

第1回佐伯市環境基本計画幹事会を開催

- ・佐伯市環境基本計画策定方針について説明

平成19年4月9日～5月1日

市民・事業者アンケート調査を実施

- ・20歳以上の市民2,000人に郵送により配布、回収（回収率：40.4%）
- ・市内の200事業所に郵送により配布、回収（回収率：42.0%）

平成19年4月

小中学生・高校生アンケート調査を実施

- ・市内の小中学生（15校：220人）、中学生（9校：267人）に学校を通じて配布、回収
- ・市内の高校生（県立3校、私立1校）に学校を通じて配布、回収

平成19年4月27日

第2回佐伯市環境基本計画幹事会を開催

- ・佐伯市環境基本計画策定業務実施計画書（具体的な作業計画書）について検討

平成19年5月11日

第2回佐伯市環境基本計画策定委員会を開催

- ・佐伯市環境基本計画策定業務実施計画書について承認

平成19年5月23日

第1回佐伯市環境基本計画策定委員会作業部会を開催

- ・佐伯市環境基本計画策定業務実施計画書について説明し、今後の作業スケジュールについて確認

平成19年5月30日

第1回佐伯市環境基本計画懇話会を開催

- ・ 佐伯市環境基本計画策定業務実施計画書について説明
- ・ 佐伯市における環境問題、課題について検討

平成19年6月27日

第2回佐伯市環境基本計画策定委員会作業部会を開催

- ・ 基本構想（望ましい環境像、基本目標、基本方針及び基本的施策）について検討

平成19年6月29日

第3回佐伯市環境基本計画幹事会を開催

- ・ 基本構想について検討

平成19年7月4日

第2回佐伯市環境基本計画懇話会を開催

- ・ 基本構想について検討
- ・ 佐伯市環境基本計画でとりあげるべき施策について検討

平成19年7月31日

第3回佐伯市環境基本計画懇話会を開催

- ・ 佐伯市環境基本計画でとりあげるべき重点施策について検討

平成19年8月21日

第1回佐伯市環境審議会を開催

- ・ 佐伯市環境基本計画策定方針について説明
- ・ 基本構想について説明

平成19年11月9日

第4回佐伯市環境基本計画幹事会を開催

- ・ 佐伯市環境基本計画原案について検討

平成19年11月12日

第4回佐伯市環境基本計画懇話会を開催

- ・ 佐伯市環境基本計画原案について検討

平成19年11月13日

第3回佐伯市環境基本計画策定委員会を開催

・佐伯市環境基本計画原案について承認

平成19年11月20日～平成19年12月19日

パブリックコメントを実施

平成19年11月26日

第2回佐伯市環境審議会を開催し、佐伯市環境基本計画原案について諮問

平成20年2月5日

第3回佐伯市環境審議会を開催し、答申内容について審議し、答申（案）を決定

平成20年2月13日

佐伯市環境審議会会長より市長に対し、佐伯市環境基本計画原案について答申

平成20年2月22日

第4回佐伯市環境基本計画策定委員会を開催し、佐伯市環境基本計画について最終決定

2 佐伯市環境審議会条例

平成 17 年 3 月 3 日

条例第 219 号

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、佐伯市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長が共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(専門委員)

第 7 条 審議会に専門の事項を調査審議するため必要の都度専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱し、その職務が終了したときは解嘱されるものとする。

(部会)

第 8 条 審議会は、特定の事項を調査審議するため、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(報告)

第 9 条 審議会における調査審議の結果については、文書によって市長に報告しなければならない。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、環境担当課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 3 日から施行する。



3 佐伯市環境審議会名簿

【分類別・五十音順】

分類(※)	氏名	現職、所属、専門分野等	備考
1号委員	かわの たみお 川野 田實夫	国立大学法人大分大学教育福祉科学部教授	
	つねまつ ひろ 恒松 芳洋	健康保険南海病院 院長	
	ひらの けんじ 平野 憲司	(財) 日本自然保護協会	
	ましば しげひこ 真柴 茂彦	城山を調べる会代表	
2号委員	あさり みちこ 浅利 美知子	佐伯市議会	
	ひだか よしみ 日高 嘉巳	佐伯市議会	
3号委員	いじま じろう 伊島 時郎	大分県農林水産研究センター水産試験場 場長	
	おおつぼ てつみ 大坪 哲美	第7管区海上保安本部 佐伯海上保安署 署長	
	おの けいいち 小野 啓一	大分県佐伯土木事務所 所長	
	こだま としゆき 児玉 敏幸	国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所 所長	
	たかはし すみこ 高橋 スミ子	佐伯市校長会 会長	
	とうない しゅうじ 藤内 修二	大分県佐伯県民保健福祉センター 所長	
	ならもと しょうじ 榎本 譲司	大分県南部振興局 局長	
4号委員	あんどう ひでみ 安藤 秀水	J A佐伯豊南農業協同組合 代表理事組合長	
	いけだ ひろこ 池田 裕子	国際ソロプチミスト佐伯 代表	
	うえだ とおる 上田 徹	連合大分佐伯地域協議会 議長	
	うおずみ けいこ 奥住 慶子	旧南部商工会女性部協議会 理事	
	おの ふとる 小野 太	佐伯市自治委員会連合会 副会長	
	かい かずこ 甲斐 和子	市政モニターOB会 副会長	
	たなか みちよ 田中 生代	佐伯市南地域婦人団体連合会 会長	
	たにがわ けんいち 谷川 憲一	佐伯商工会議所 会頭 兼 佐伯市工業連合会 会長	
	ながた すけかつ 長田 助勝	佐伯広域森林組合 組合理事長	
	ながはま ひろこ 長濱 陽子	佐伯市社会教育委員	
	はまさわ みつよ 濱澤 光世	佐伯市PTA連合会 副会長	
	ふくしま いちこ 福島 市子	佐伯市消費生活研究会 会長	副会長
	ほんだ すがお 本田 菅夫	大分県漁業協同組合 県南海区支店運営委員長会 会長	
	みやまき くにお 宮崎 邦夫	大分市教育委員会教育委員長	
	もりたけ はるいち 森竹 治一	佐伯市自治委員会連合会 副会長	
	やまなか たくま 山中 琢磨	佐伯市自治委員会連合会 会長	会長

※分類…佐伯市環境審議会条例第3条の各号により、以下のとおり分類

- (1) 学識経験を有する者…1号委員
- (2) 市議会委員…2号委員
- (3) 関係行政機関の職員…3号委員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者…4号委員

4 佐伯市環境基本計画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 佐伯市の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする佐伯市環境基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、佐伯市環境基本計画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、佐伯市環境基本計画策定委員会幹事会において作成された基本計画素案について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20名以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は基本計画が策定されるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選により選出する。

2 委員長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成18年10月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、佐伯市環境基本計画が策定されたときは、その効力を失う。

5 佐伯市環境基本計画懇話会名簿

【五十音順】

氏名	所属、専門分野等	備考
あらまき 荒牧 かずき 和輝	森林ボランティアリーダー	
いしだ 石田 あつし 淳	番匠おさかな館	
かわた 河田 えりな 絵里奈	大分森林管理署	
くわはら 桑原 まさこ 政子	漁村女性起業家グループ「めばる」 鶴見地区おなごしの会	
ごとう 後藤 じゅうや 重也	指導林家	
さとう 佐藤 たくみ 巧	四教堂塾 佐伯市歴史的環境保存審議会	
しおつき 塩月 かつゆき 勝行	エコエリア21	
そめや 染矢 ひろこ 弘子	一步プロジェクト	
たかじ 高志 ゆうじろう 勇二郎	佐伯東小学校	
とみたか 富高 かをる	蒲江女性セミナー実行委員会	
ながい 永井 とよみ 豊文	佐伯豊南農業協同組合	
ひろせ 廣瀬 あきら 彰	佐伯市猟友会	
ふくいずみ 福泉 けんじ 健二	JFおおいた上浦支店	
ましば 真柴 しげひこ 茂彦	城山を調べる会 佐伯市歴史的環境保存審議会	委員長
むらた 村田 ともめ 友愛	トキハインダストリー佐伯店	
やまぐち 山口 せいいちろう 清一郎	有限会社 アサヒ産業	
やまさき 山崎 みとこ 美土子	番匠川流域ネットワーク にじの丘児童クラブ 大分県自然公園指導員	
やまだ 山田 さちこ 幸子	佐伯市広域森林組合	副委員長
やまむら 山村 れいじ 玲二	佐伯商工会議所青年部	
やまもと 山本 ますみ 真壽美	さわやか佐伯 大分県環境アドバイザー	

6 佐伯市環境基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐伯市の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする佐伯市環境基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討し、基本計画原案を策定するため、佐伯市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、基本計画原案を策定するものとする。

- (1) 基本計画の基本構想の策定に関すること。
- (2) 基本計画の内容に関すること。
- (3) その他基本計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は市民生活部担当副市長の職にある者を、副委員長は市民生活部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条に規定する事項（以下「所掌事項」という。）の調査研究、調整等を行い、基本計画素案を作成するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者を幹事として組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、市民生活部生活環境課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長がこれを招集し、幹事会の会議の議長となる。
- 5 幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ、幹事長が指名した幹事が、その職務を代理する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係課等に、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(作業部会)

第7条 所掌事項の資料等の作成を行うため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、幹事とその属する課の職員のうちから指名した者を部会員として組織する。

3 作業部会に部会長を置き、市民生活部生活環境課生活環境係長の職にある者をもって充てる。

4 作業部会の会議は、部会長が招集する。この場合において、部会長は必要に応じて部会員の一部を招集して会議を開くことができる。

(任期)

第8条 委員、幹事及び部会員の任期は、基本計画が策定されるまでとする。ただし、委員及び幹事にあっては、別表第1及び別表第2に掲げる職を離れたとき、部会員にあっては幹事によって指名を解かれたときに、それらの職を失うものとする。

(庶務)

第9条 委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月5日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は佐伯市環境基本計画が策定されたときは、その効力を失う。

附 則 (平成19年4月5日)

この要綱は、平成19年4月5日から施行し、改正後の佐伯市環境基本計画策定委員会設置要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

委 員
市民生活部担当副市長
総務部長
財務部長
企画商工観光部長
市民生活部長
福祉保健部長
建設部長
農林水産部長
上下水道部長
本匠振興局長 (山間部代表)
米水津振興局長 (海岸部代表)
教育次長
消防長

別表第2 (第6条関係)

所 属	幹 事
総務部	総務課長
財務部	財政課長
企画商工観光部	企画課長
市民生活部	清掃課長 生活環境課長
福祉保健部	社会福祉課長
建設部	建設総務課長
農林水産部	農林水産総務課長
上下水道部	営業課長
本匠振興局 (山間部代表)	市民サービス課長
米水津振興局 (海岸部代表)	市民サービス課長
教育委員会	教育総務課長
消防本部	総務課長

7 アンケートの実施概要

環境基本計画は、環境の保全に関する長期的な目標や総合的な施策の展開、及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものである。そのため、市民、事業者、小中学生、高校生といった各主体に対して意識や考え方を把握するために実施した。

(1) 市民アンケート調査

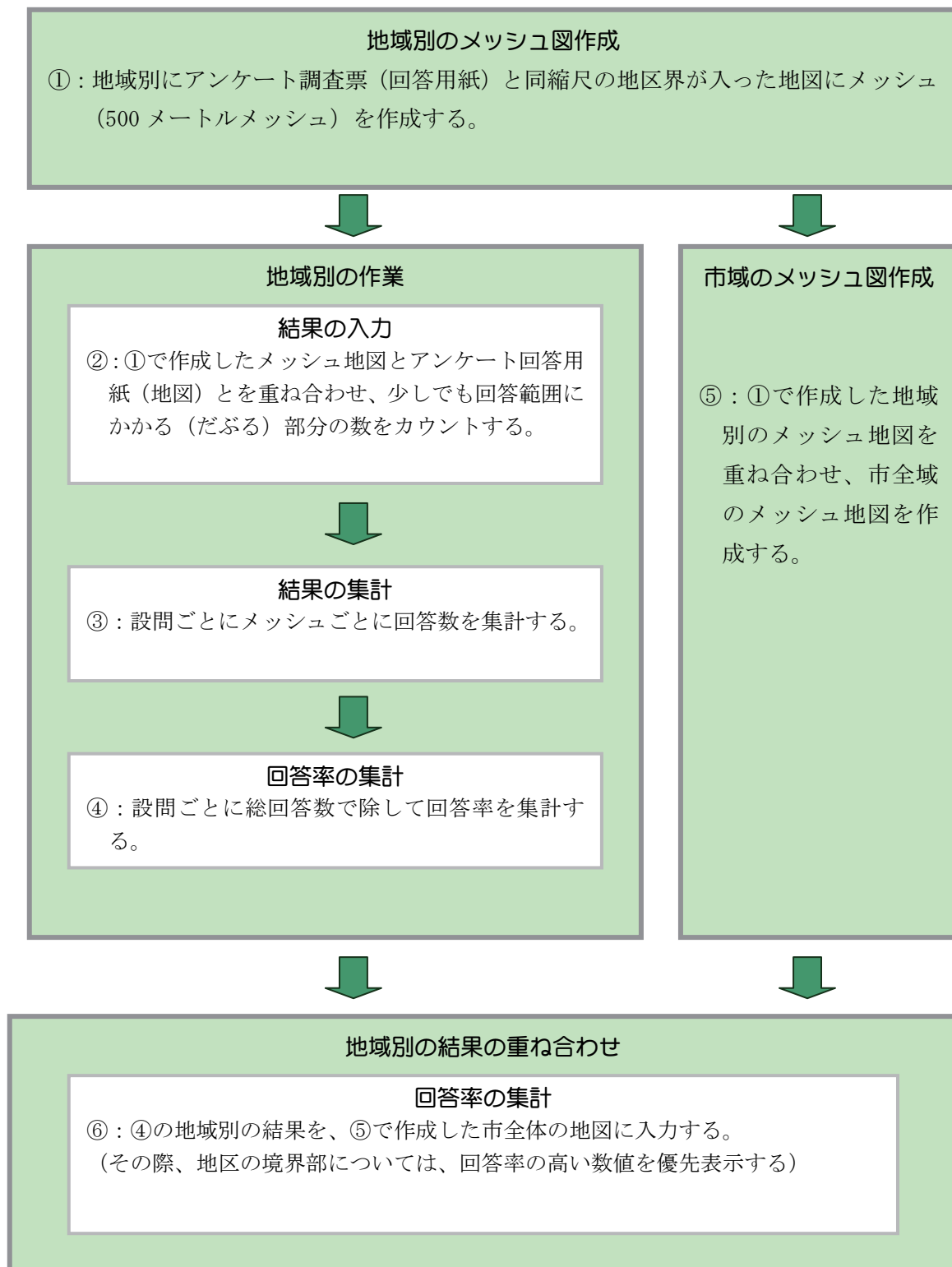
- 調査期間：平成19年4月9日発送（4月10日から5月1日：配布回収）
- 調査方法：郵送法
- 調査対象：旧市町村を単位とした地区ごとに60票ずつ計540票を割り振り、残り1,460票について平成18年12月末時点の世帯数比で配分し、その結果、以下のように地区別に2,000世帯を決定した。その後、地区ごとに無作為に20歳以上の住民を抽出した。

区分	佐伯	上浦	弥生	本匠	宇目	直川	鶴見	米水津	蒲江	合計
基本の割り振り	60	60	60	60	60	60	60	60	60	540
世帯数比で配分	760	58	126	46	88	60	86	47	189	1,460
配布数(計)	820	118	186	106	148	120	146	107	249	2,000
世帯数(平成18年12月末)	12,299	939	2,043	742	1,428	968	1,385	753	3,058	23,615
対象1/全世帯数	1/15.0	1/8.0	1/11.0	1/7.0	1/9.6	1/8.1	1/9.5	1/7.0	1/12.3	—

- 回収率：40.4%（調査票配布数：2,000、回収数：807）
- 調査項目：
 1. 属性（性別、年齢、地区）
 2. 環境問題への関心、環境用語の認知度について
 3. 環境保全活動への参加意向等について
 4. 地域の環境評価について
 5. 環境保全行動等の実施状況について
 6. 環境保全のための個人レベルの目標について
 7. 家庭でのエネルギー消費量について
 8. 市の環境施策について
 9. 守るべき環境、改善すべき環境について
 10. 自由意見

○認知マップ調査（地図を使ったアンケート調査）の統計処理の方法

調査項目のうち、「9. 守るべき環境、改善すべき環境について」は、以下の様な方法で集計し、結果を作図した（P. 40, 51, 56, 63 参照）。



(2) 事業者アンケート調査

- 調査期間：平成19年4月9日発送（4月10日～5月1日：配布回収）
- 調査方法：郵送法
- 調査対象：産業大分類ごとに市の事業所数等を勘案して、200事業所を抽出した。
なお、産業大分類ごとに、最低2事業所を抽出した（公務は除く）。
- 回収率：42.0%（調査票配布数：200、回収数：84）
- 調査項目：1.属性（業種、社員数、営業年数等）
2.環境保全対策の取り組み状況と今後の意向について
3.環境保全に関する取り組みや目標設定について
4.社員への環境教育、研修等の実施状況について
5.環境マネジメントシステムの認知度と取得状況について
6.省エネルギー設備、新エネルギー設備の導入状況について
7.環境に関する行政への要望等について
8.自由意見

8 主要な環境データ

(1) 大気測定局の環境基準達成状況

年度	測定局	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
平成17年度	南部振興局	○	○	○	×
	石間	○			
	八幡小学校	○	○	○	
平成16年度	佐伯南部地方振興局	○	○	○	×
	石間	○			
	八幡小学校	○	○	○	
平成15年度	佐伯南部地方振興局	○	○	○	×
	石間	○			
	八幡小学校	○	○	○	
平成14年度	佐伯南部地方振興局	○	○	○	×
	石間				
	八幡小学校				
平成13年度	佐伯南部地方振興局	○	○	○	×
	石間	○			
	八幡小学校	○	○	○	

○：達成、×：未達成

資料：大分県環境白書

(2) 一般環境における騒音の環境基準達成状況

区分	地域の 類型	測定地 点数	環境基準達成地点		時間区分ごとの環境基準達成状況			
			地点数	達成率 (%)	昼 間		夜 間	
					地点数	達成率 (%)	地点数	達成率 (%)
平成17年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	100	3	100	3	100
平成16年度	A	1	0	0	1	100	0	0
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	2	67	3	100	2	67
平成15年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	100	3	100	3	100
平成14年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	100	3	100	3	100
平成13年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C							
	計	3	3	100	3	100	3	100

資料：大分県環境白書

【騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）】

（単位：デシベル）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

- ※ Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- ※ Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- ※ Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(3) ダイオキシン関係(大気、水質、底質、土壌)の調査結果

□ 大気 (単位pg-TEQ/m³)

年 度	調査地点	調査結果	環境基準
平成17年度	佐伯市役所第二庁舎	0.015	0.6以下
平成16年度	佐伯市役所第二庁舎	0.015	
平成15年度	佐伯市役所第二庁舎	0.018	
	高山集会所(蒲江)	0.0084	
平成13年度	佐伯市役所	0.020	

□ 公共用水域(河川、湖沼、海域) (単位pg-TEQ/L)

年 度	調査地点	調査結果	環境基準
平成17年度	番匠川 番匠大橋	0.070	1以下
	佐伯湾	0.030	
平成16年度	佐伯湾	0.045	
平成15年度	中江川(中島橋)	0.15	
	佐伯湾	0.046	
平成14年度	中川(新常磐橋)	0.064	
	木立川(木立潮止堰)	0.084	
	佐伯湾	0.031	
平成13年度	佐伯湾	0.057	

□ 地下水 (単位pg-TEQ/L)

年 度	調査地点	調査結果	環境基準
平成17年度	宇目重岡	0.026	1以下
平成16年度	下直見(直川)	0.036	
平成15年度	大字吹浦(鶴見)	0.088	
	大字蒲江浦(蒲江)	0.038	

□ 底質(河川・湖沼・海域) (単位pg-TEQ/g)

年 度	調査地点	調査結果	環境基準
平成17年度	番匠川 番匠大橋	0.25	150以下
	佐伯湾	2.0	
平成16年度	佐伯湾	2.7	
平成15年度	中江川(中島橋)	6.1	
	佐伯湾	1.6	
平成14年度	中川(新常磐橋)	3.2	
	木立川(木立潮止堰)	1.9	

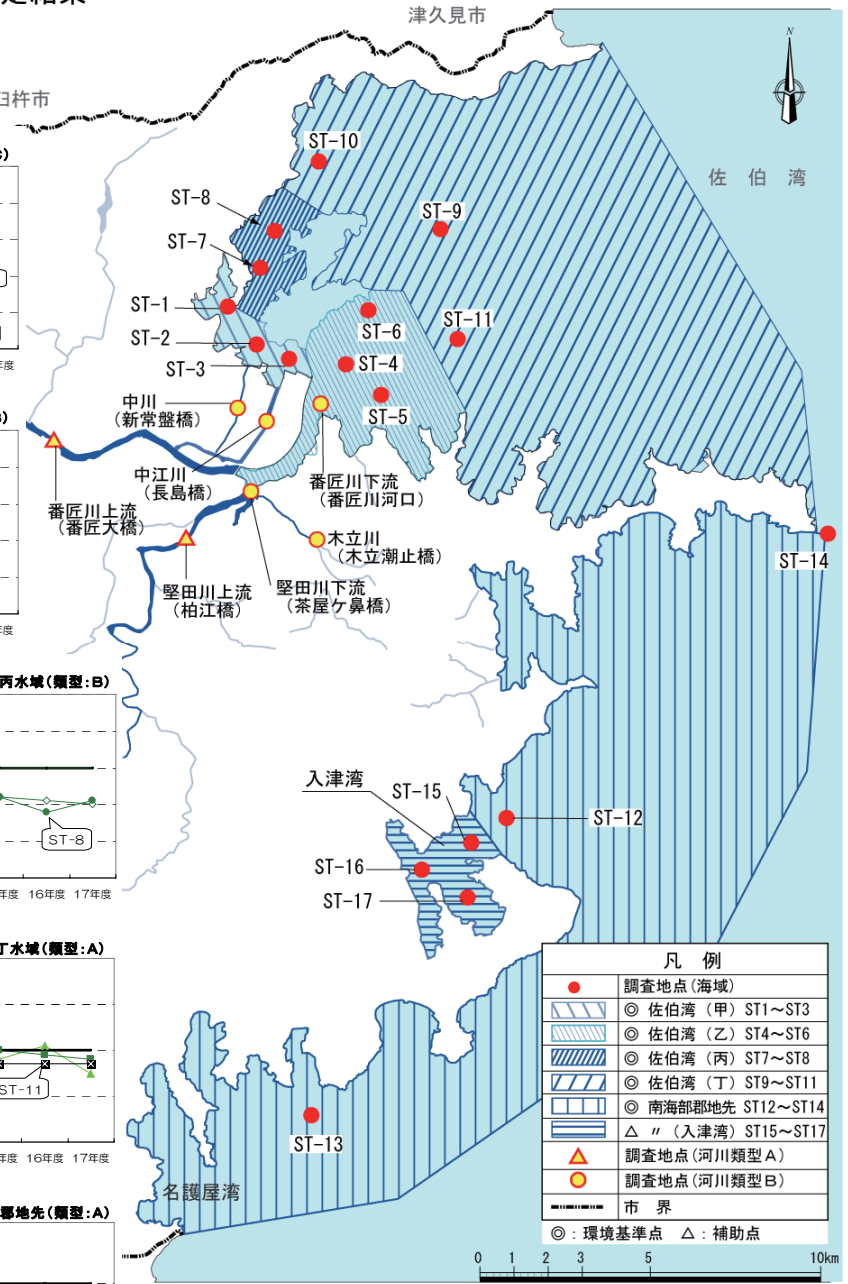
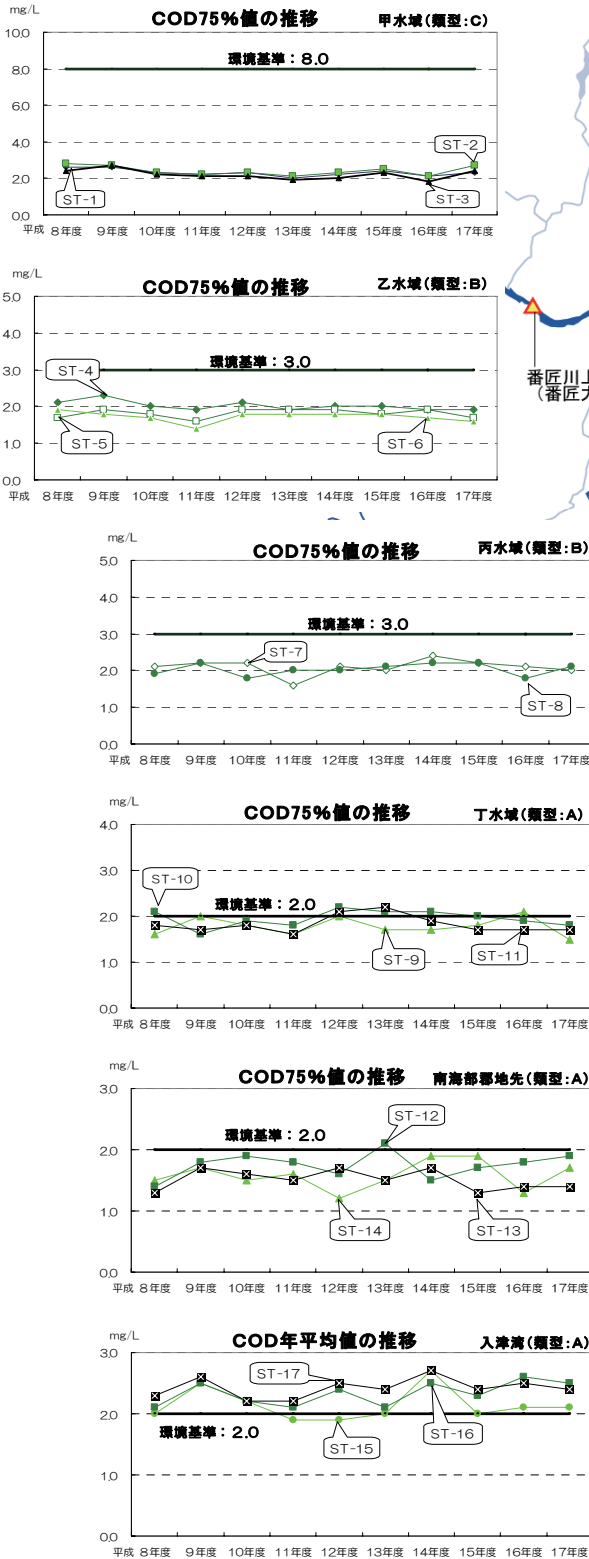
□ 土壌 (単位pg-TEQ/g)

年 度	調査地点	調査結果	環境基準
平成17年度	蒲江大字楠本	0.17	1,000以下
	上浦大字浅海井	0.02	
平成16年度	大字塩見園(宇目)	0.014	
平成15年度	長島町	0.00021	
	大字蒲江浦	0.57	
	大字蒲江浦	4.1	
平成14年度	大字上小倉(道の駅やよい)	0.057	
	小半(山村広場)	0.020	
	小野市(ふれあいセンター)	0.096	
	上直見(グリーンパーク直川)	0.017	
平成13年度	浅海井児童公園(上浦)	0.17	
	地松浦団地児童公園(鶴見)	0.10	
	色利ふれあい公園(米水津)	0.0020	
	西ノ先公園(蒲江)	0.13	

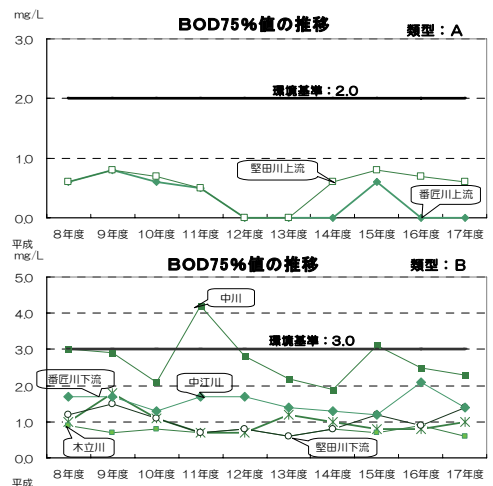
資料：大分県環境白書

(4) 海域、河川の水質測定結果

【 海域 】



【 河川 】



資料：大分県環境白書等

9 佐伯市の貴重な動植物について

■ 佐伯市の貴重な植物

リュウビンタイ	選定理由	亜熱帯性の大型常緑シダ植物で、本県では県南部の照葉樹林内に生息し、個体数はごくわずかである。森林伐採や林道工事などにより絶滅の危険性が極めて高い。
リュウビンタイ科	県内分布	豊後水道域
	分布域	本州（伊豆諸島・伊豆半島・東海地方・紀伊半島南部）、四国（徳島、高知）、九州（長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島）、沖縄 台湾
〈カテゴリー〉 大分県 I A 環境庁 掲載なし	生育環境	沿海の無霜地帯の常緑林内多湿地。
	現 状	1998年に初めて生育地を確認した。生育範囲はごく狭く、数個体が自生しているだけである。

ホウライクジャク	選定理由	日本では本県だけに自生する。生育地は人里に近く、生育環境も道路拡幅工事などにより著しく悪化し、個体数も減少し続けており、絶滅の危機に瀕している。
ホウライシダ科	県内分布	石灰岩地域
	分布域	九州（大分） 朝鮮半島、中国、台湾
〈カテゴリー〉 大分県 I A 環境庁 I B	生育環境	低地の風化した石灰岩地。
	現 状	道路拡幅工事後からは個体数が半減し、保護はされているが、ようやく生命活動を維持している状態である。

タチデンド	選定理由	山口県、高知県と九州本土の石灰岩地域に分布する。本県の生息地では個体数もごくわずか、石灰岩の採掘による環境悪化や踏み付けなどにより、絶滅の危険性が極めて高い。
オンダ科	県内分布	石灰岩地域
	分布域	本州（山口）、四国（高知）、九州（福岡・長崎・大分・熊本） 中国、台湾、ベトナム、フィリピン
〈カテゴリー〉 大分県 I A 環境庁 掲載なし	生育環境	低地の常緑樹林内の石灰岩上に着生。
	現 状	石灰岩の採掘で生育地が狭小化しており、個体数も激減している。

資料：レッドデータブックおおいた

ナゴラン	選定理由	雲霧のかかりやすい林内の古木の樹幹や枝に着生する。県内の生育地、個体数はともに僅少で、人による採取や森林の伐採などにより、絶滅の危険性が極めて高い。
	ラン科	県内分布 豊後水道後背地域、大野川上流域、北川上流域
〈カテゴリー〉 大分県 I A 環境庁 I A	分布域	本州（伊豆諸島、京都以西）、四国、九州（佐賀・宮崎・鹿児島） 朝鮮半島
	生育環境	丘陵地や低山地の林内。古木や樹幹に着生。
	現 状	生育地は樹林の伐採や植林、林道開発、人による採取などでほとんど消滅している。
ピロウ	選定理由	日本では四国、九州、沖縄に分布する亜熱帯植物で、県内では「豊後水道域」だけに生育する。竹林内や自然林内に生育しているものもあり、森林化が進めば生育環境が悪化し、生育地の消滅が懸念される。
	ヤシ科	県内分布 豊後水道域
〈カテゴリー〉 大分県 II 環境庁 掲載なし	分布域	四国、九州（福岡・長崎・大分・宮崎・鹿児島）、沖縄 台湾
	生育環境	離島や海岸の林内や崖地。
	現 状	近づきやすい所では、人により採取されることがある。
クズモダマ	選定理由	亜熱帯から東南アジアまで分布する大形の木質つる植物。鹿児島の馬毛島に分布し、九州本土の当該地に隔離分布している。植林地の生育地では切られるほか、斜面の崩壊などによる生育環境の悪化が懸念される。
	マメ科	県内分布 豊後水道域
〈カテゴリー〉 大分県 I B 環境庁 掲載なし	分布域	九州（大分・鹿児島）、沖縄 台湾、中国南、東南アジア、インド、東ヒマラヤ
	生育環境	海岸の崖地。
	現 状	崩壊などの影響はあるものの、生育地は近年少し広がっている。

資料：レッドデータブックおおいた

■ 佐伯市の貴重な動物

(県内分布は 2001 年時の市町村名)

ノレンコウモリ	選定理由 生息地はごく限られており、確認も散発的である。生息が確認されていた洞窟が道路工事で消滅したほか、各地で生息個体数が急減し、絶滅の危険性が高くなっている。
翼手目 ヒナコウモリ科	県内分布 大分市、津久見市、野津町、本匠村、佐伯市、宇目町
分布域	北海道、本州、四国、九州（熊本・大分・宮崎・鹿児島）、佐渡島、対馬、ヨーロッパ西部、ウラル地方、イスラエル、アフリカ北部、アジア東部
〈カテゴリー〉 大分県 IB 環境庁 IB	生育環境 採餌はおもに森林の中の低層でおこなわれている。営巣環境は石灰洞に限らず、旧防空壕跡、浸蝕洞など。
現 状	大分市南部の洞窟は道路工事で消滅。他の地点でも個体数は、一洞あたり 2～3 個体、遭遇頻度はしだいに低下している。県内では出産哺育のための洞窟は確認されていない。情報は極めて局地的、散発的である。
クマタカ	選定理由 生息地である森林の伐採・開発や、針葉樹への樹種変換などにより、エサとなる動物が減少し、生息環境が悪化している。営巣木となる高木が減少している。また、剥製や飼育のための捕獲圧も高い。
タカ目 タカ科	県内分布 県内全域の森林部に生息する留鳥。
分布域	北海道、本州、四国、九州の山地の混交林に生息する留鳥。中国南部、台湾で繁殖、留鳥。タイ、マレーシアで越冬。日本に生息する亜種は日本固有亜種。
〈カテゴリー〉 大分県 IB 環境庁 IB	生育環境 山地のよく茂った森林に生息し、ノウサギ、ヤマドリ、小鳥類を捕食する。巣は針葉樹の高木に造る。
現 状	県内の生息個体数は、数十羽程度と推測される。剥製や飼育のために捕獲され、県内の密猟グループが摘発された事例がある。
オオイタサンショウウオ	選定理由 サンショウウオ属の中では分布域が狭く、本県が主な生息地となっている。都市部やその周辺部では開発や休耕田の増加などにより、生息地の消滅が懸念される。
サンショウウオ目 サンショウウオ科	県内分布 宇佐市、宇佐郡、豊後高田市、西国東郡、東国東郡、杵築市、速見郡、別府市、大分市、大分郡、北海部郡、臼杵市、津久見市、佐伯市、南海部郡、竹田市、大野郡、直入郡
〈カテゴリー〉 大分県 II 環境庁 II 水産庁 危急種	分布域 四国（土佐清水市）、九州（熊本・大分・宮崎）
生育環境	標高 10～800m の池沼や水田などの止水域。
現 状	生息域や産卵地が開発や水質汚染などの影響を受け、個体数が激減している所がある。

資料：レッドデータブックおおいた

シロウオ	選定理由	全国の河川の下流・河口域や内湾に分布する。県内では水質汚染、底域の砂礫減少などにより、生息状態の悪化が懸念される。
スズキ目 ハゼ科	県内分布	別府湾および駅館川・寄藻川・臼杵川・番匠川の各水系
	分布域	北海道～九州 朝鮮半島
〈カテゴリー〉 大分県 準 環境庁 準	生育環境	伏流水の豊富な河川の下流～河口域及び内湾。
	現 状	漁獲量は以前に比べると年々減少している。
ムカシヤンマ	選定理由	特異な環境に生息する。近年道路開発や宅地開発などにより生息地が狭められ、個体数の減少が著しい。
トンボ目 ムカシヤンマ科	県内分布	山国町、本耶馬溪町、耶馬溪町、中津江村、庄内町、野津原町、大分市、竹田市、緒方町、宇目町
	分布域	本州、九州
〈カテゴリー〉 大分県 II 環境庁 掲載なし	生育環境	丘陵地から山地の傾斜地で、水がしたたり落ちるような所。
	現 状	宅地開発や車道工事により、壊滅した生息地がある。
キノボリトタテグモ	選定理由	自然林、社寺林の大径木樹皮などに袋状生活を造成して生息する習性を持つが、これらの樹木類に関する管理などにより個体数が急減している。
原蛛亜目 トタテグモ科	県内分布	県内全域の標高0～800m地帯の大径木、自然崖の乾燥した場所
	分布域	本州南部、四国、九州、南西諸島
〈カテゴリー〉 大分県 I A 環境庁 準	生育環境	大径木の樹皮で、照葉樹のうち、コジイ、タブノキ、クスノキ、イチイガシなど、針葉樹のうち、スギ、ヒノキ、マツ類、落葉樹でカキノキ、ケヤキなどに営巣する。
	現 状	県内では、ほとんど目撃できなくなった。1999年12月現在、17例が確認されている。
オナガラムシオイガイ	選定理由	本県南部の石灰岩地域だけに分布する固有種である。採取や開発などのため、絶滅の危険性が高くなっている。
ムシオイガイ科	県内分布	臼杵市、野津町、津久見市、本匠村、佐伯市
	分布域	九州（大分）
〈カテゴリー〉 大分県 I B 環境庁 I	生育環境	石灰岩地の凹地や礫の間、落ち葉の下。
	現 状	人による採取や観光施設の整備などにより、個体数が減少している。

10 用語の解説

あ 行

ISO14001 (アイエスオー14001)

ISO (国際標準化機構) が出した環境マネジメントシステム規格である。認証登録制度となっている。このシステム規格は、継続的な環境改善を図ることをめざす。登録申請に際しては、経営者の決意表明に始まり、環境理念と環境方針で目的や目標を定める。それを達成するために環境保全計画を立て、環境マネジメントシステムを構築して運用する。そして、システムの内部監査を実施し、計画の見直しをすることを義務づけ、向上を図る。

EA21 (エコアクション21)

ISO14001 規格をベースにしながら、広く中小企業などへの普及を促すために環境省が考案した環境マネジメントの認証登録制度。

ESCO (エスコ)

工場やビルのそれまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。ESCOの経費はその顧客の省エネルギーメリットの一部から受取ることも特徴となっている。

NPO (エヌピーオー)

NPOとは、英語のNon-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指す。つまり、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命(ミッション)の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。

オゾン層

地上から10~50km上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾンが豊富な層のこと。オゾンは酸素原子3個からなる気体で、生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収している。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF₆が削減対象の温室効果ガスと定められた。

外来生物

もともとその地域に生息していなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のこと。外来生物は生態系を脅かすとともに、農業、林業、水産業などにも影響を与え、さらには毒をもっている場合など、直接人間に害を与えることにもなる。

環境基本法

環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的としている。

環境保全型農業

一般的には可能な限り環境に負荷を与えない（または少ない）農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称である。

環境マネジメントシステム

環境マネジメントとは、事業者が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して、方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステムと呼ぶ。

京都議定書

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。ロシアの締結を受けて発効要件を満たし、2005年2月に発効。2005年8月現在の締約国数は、152カ国と欧州共同体。なお、日本は1998年4月28日に署名、2002年6月4日に批准。先進締約国に対し、2008～12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。

なお、COPとは1992年に地球サミットで採択された「気候変動枠組条約（地球温暖化防止条約）」の締約国会議のこと。

京都議定書目標達成計画

2005年4月に閣議において決定された京都議定書の温室効果ガスの6%削減約束と長期的かつ持続的な排出削減を目的とする計画である。

グリーン購入

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。

景観法

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律(国土交通省所管、環境省等共管)。日本初の景観に関する総合的な法律として2004年6月に制定(施行は12月)された。

現存植生図

植生図のうち現存の植生を描いたものをいう。植生とは、地表を覆っている植物的共同体の総称をいう。

光化学オキシダント

自動車や工場から排出された窒素酸化物などの汚染物質が、太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こして生成される。これらの物質を総称して「光化学オキシダント」と呼ぶ。夏など日射量が強く、高温・無風などの条件が重なったとき、光化学オキシダントの濃度が局所的に高くなった状態を、光化学スモッグと呼ぶ。光化学オキシダントは高濃度だと目やのどの粘膜を強く刺激するなどの直接的な健康被害を引き起こす。

国連環境開発会議(地球サミット)

1972年6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議の20周年を機に、1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。地球サミットと呼ばれることもある。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。

国連気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。

ごみゼロおおいた作戦

身近なごみ問題から地球温暖化問題といった地球規模に至るまでの環境課題の解決に向けて、平成15年度から「ごみゼロおおいた作戦」に取り組んでいる。「ごみゼロおおいた作戦」は、学識経験者や団体、事業所、NPO法人等の役員100名で構成する「ごみゼロおおいた作戦県民会議」を中心に進めている。

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

3R (サンアール)

「リデュース」「リユース」「リサイクル」という廃棄物処理や優先順位のこと。「R e d u c e (リデュース=ごみの発生抑制)」「R e u s e (リユース=再使用)」「R e c y c l e (リサイクル=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

シックハウス

化学物質による室内空気汚染が原因と考えられる皮膚・粘膜刺激症状などの健康障害を一般にシックハウス症候群と呼ぶ。

COD (シーオーディー)

化学的酸素要求量の略称で、水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。環境基準では、河川にはCOD値は設定されず、湖沼および海域で類型によりあてはめることとなっている。似たような有機汚濁の指標に、BODがあり、環境基準でも河川についてはBODが設定されている。

循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的として、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律であり、政策の基本的方向を示すものである。

地球温暖化対策推進法

「京都議定書」を受けて、日本に課せられた目標である温室効果ガスの1990年比6%削減を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにするとともに、一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものである。

中山間地域直接支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域に対して、平地との生産コストの差額を農家に対して補填することにより耕作放棄の発生や離農を防ぎ、農業の持つ多面的国土保全機能を継続的に維持していくことを目的として、我が国農政史上初の試みとして平成12年度から開始された。平成17年度からは、協定の取組内容によって交付金に差を設けて交付している。

都市計画区域

市または一定の要件を備える町村の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。県が都市計画法に基づき指定する。区域が指定されると都市計画が策定される。

な 行

NEDO（ネド）

NEDO技術開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の略称。新エネルギーおよび省エネルギー技術開発と、実証試験、導入助成の導入普及業務等を行う。

は 行

バイオエタノール燃料

植物を原料としてつくられるエチルアルコール。石油代替燃料として注目されている。

BDF（バイオディーゼル燃料）

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）から作られる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。

バイオマス

バイオマスとは、もともと生物（b i o）の量（m a s s）のことであるが、今日では再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。バイオマスエネルギーは二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーで、古来から薪や炭のように原始的な形で利用されてきたが、今日では新たな各種技術による活用（発電等）が可能になり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

廃棄物発電

廃棄物を処理する際に生じる熱エネルギーを利用して発電すること。可燃ごみを焼却した時の排熱を利用するものや、生ごみ・家畜糞尿等を発酵させて発生するメタンガスを利用する方法などがある。

BOD（ビーオーディー）

生物化学的酸素要求量の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量のことで、河川の汚濁状況を測る代表的な指標。

PRTR法（ピーアールティーアール）

有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に 1999 年に制定された。法では、情報の届出・集計・公表などにつき定め、県を経由して国に収集、集計された事業者の届出データは、その他の発生源からの排出量と併せて公表される。

PDCA（ピーディーシーエー）

PDCAとは、「P l a n（計画）」、「D o（実施）」、「C h e c k（点検）」「A c t i o n（是正処置）」のイニシャルをとったものであり、事業活動のサイクルのこと。つまり、事業を行う際にまず計画(P l a n)を立て、それを実施(D o)し、計画内容通りに実行されたかどうか、点検し(C h e c k)、問題や改善点などがあれば、是正処置を(A c t i o n)行うという一連の流れのことである。I S O14001 や E A21 等の環境マネジメントシステムでは必ずこの流れに沿っていることが求められる。

フードマイレージ

フードマイレージは、輸入食料の総重量と輸送距離を乗じて数値化したもの。フードマイレージが大きければ大きいほど、環境に負荷を与えていることになる。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法（1993）に基づいて定められる環境基準では、粒径 10 μm 以下のものと定義している（1 μm（マイクロメートル）は、0.001 ミリメートル）。

発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。

フロン

フロンは、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、発泡剤、スプレ어의噴射剤などとして幅広く使用されてきた。しかし、特定の種類のフロンは対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、そこで塩素を放出してオゾン層を分解することがわかってきた。これがいわゆるオゾン層の破壊である。こうした状況を受け、オゾン層の保護に関する条約等により規制が進められることとなった。

ま 行

マテリアルリサイクル

ごみを原料として再利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことをさす。

ら 行

Recycle (リサイクル)

不要品や廃棄物を原材料の段階に戻して、別の製品を作る活動のこと。

Reduce (リデュース)

廃棄物の発生そのものを抑制する活動こと。一般的にリユース、リサイクルよりも優先される活動として位置付けられている。

Reuse (リユース)

使用を終えた製品を、基本的な形を変えずに、再利用する活動こと。たとえば、中古品の使用など。

レッドデータブックおおいた

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、大分県版のもの。

佐伯市環境基本計画

発 行 日 平成 20 年 3 月
発 行 佐伯市 市民生活部 生活環境課
〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1-1
TEL(0972) 22-3111(代表) FAX (0972)22-3124(代表)
E-mail / kankyo@city.saiki.oita.jp
編 集 協 力 財団法人 九州環境管理協会



古紙配合率100%の
再生紙を使用しています



印刷はSOY(大豆油)インク
を使用しています。